主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人遠藤徳雄作成名義の控訴趣意書及び追加控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引用し、これに対し当裁判所は、次のように判断する。

控訴趣意書第二点の(2)について、

論旨は全く独自の見解を主張するものであつてもとより採用のかぎりでない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 大塚今比古 判事 渡辺辰吉 判事 江碕太郎)